○法務省告示第四百八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月三十日

法務大臣　江田　五月

第二号イの表株式会社ＫＯＮＮＯＰＲＯ及び淀コンクリート工業株式会社の項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ＫＯＮＮＯＰＲＯ	千葉県習志野市新栄一丁目五番十二号	塗装、機械加工
タテイシテクノ株式会社	東京都葛飾区東四つ木一丁目十三番十五号	塗装
株式会社横井工務店	東京都日野市落川五百七番地三	型枠施工
奥田精工株式会社	静岡県島田市神座二千六百二十番地の三	プラスチック成形
株式会社堀内テクノロジー	静岡県磐田市南田伊兵衛新田百二十七番地	金属プレス加工
装機工業株式会社	大阪府大阪市西成区岸里一丁目三番二十九号	強化プラスチック成形
淀コンクリート工業株式会社	大阪府大阪市北区本庄東一丁目九番九号	鉄筋施工

○法務省告示第四百九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月三十日

法務大臣　江田　五月

第二号イの表菊池プレス工業株式会社の項中「菊池プレス工業株式会社」を「株式会社ジーテクト」に、「東京都羽村市神明台四丁目八番地四十一」を「埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目九番地四」に改め、同表の高尾金属工業株式会社の項を削る。

○法務省告示第四百十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月三十日

法務大臣　江田　五月

第二号の表コンテックス株式会社の項中「婦人子供服製造」を「婦人子供服製造、織布運転」に改める。

○法務省告示第四百十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月三十日

法務大臣　江田　五月

第二号の表に次のように加える。

株式会社高木ミンク	岐阜県養老郡養老町飯田千三百七十二番地	婦人子供服製造
株式会社ＭＴ商事	兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目二番十一号	婦人子供服製造

○法務省告示第四百十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月三十日

法務大臣　江田　五月

第二号ロの表に次のように加える。

興亜建設株式会社	埼玉県和光市本町十二番十一号	鉄筋施工

○法務省告示第四百十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月十五日法務省告示第百十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月三十日

法務大臣　江田　五月

第二号の表共榮鉄筋工業株式会社の項中「茨城県水戸市千波町千百四十番地」を「茨城県水戸市元石川町二千五百二十二番地の十二」に改め、有限会社野仲鉄筋工業の項中「有限会社野仲鉄筋工業」を「株式会社ｎｏｎａｋａ」に改め、同表に次のように加える。

東建産業株式会社	栃木県足利市島田町八百二十番地	内装仕上げ施工
ノハラスチール株式会社	東京都新宿区新宿一丁目一番十一号	鉄筋施工
株式会社東京ドリームワークス	東京都台東区三筋二丁目十四番二号	左官

○外務省告示第三百一号

平成二十三年八月十一日にキンシャサで、キンシャサ保健人材センター整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　キンシャサ保健人材センター整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十七億六千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　北澤寛治在コンゴ民主共和国大使

コンゴ民主共和国側　レイモン・チバンダ・ントゥンガムロンゴ国際・地域協力大臣

平成二十三年八月三十日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第三百二号

平成二十三年八月十二日にコトヌで、ジョグー初等教員養成機関能力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ジョグー初等教員養成機関能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六億七千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年四月三十日まで

4　署名者

日本側　番馬正弘在ベナン大使

ベナン側　ナシル・アリファリ・バコ外務・アフリカ統合・仏語圏・在外ベナン人大臣

平成二十三年八月三十日

外務大臣　松本　剛明